

## 個人情報の保護に努めましょう

作新台自治会

### 作新台自治会 個人情報取扱方法

(令和5年4月23日定時総会にて議決)

#### (目的)

第1条 この取扱い方法は、作新台自治会（以下「本会」という。）が保有する  
個人情報についてその適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### (責務)

第2条 本会は、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。各会員においても、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

#### (周知)

第3条 個人情報取り扱い方法は、総会資料等で会員に毎年周知するものとし、新規の会員については書面の掲示等により周知するものとする。

#### (個人情報の取得)

第4条 本会が会の活動を目的として収集する情報は、会員の住所、氏名（家族及び同居人を含む）、性別、電話番号とする。その他の情報については、必要に応じて本人から直接取得するものとする。

#### (利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的において利用するものとする。

##### (1) 会員名簿の作成

会員名簿は年度ごとに作成するものとする

##### (2) 会員名簿の配付及び回収

会員名簿は役員、地区長（当該地区会員名簿に限定）及び民生委員へ配付するものとする。但し、配布した名簿は年度末に回収するものとする。

- (3) 文書の送付や回覧業務
- (4) 会費の管理
- (5) 千葉市町内自治会事務委託料に関すること

(管理)

第6条 取得した個人情報、会長又は会長が指定した役員が保管するものとし、適正かつ厳重に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長又は会長が指定した役員立ち合いのもとで適正に廃棄するものとする。

3 個人情報を取扱う業務を委託する場合は、委託先を適切に監督するものとする。

(提供)

第7条 取得した個人情報は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人命にかかわる場合で本人から同意を得るのが困難なとき

(提供に係る記録の作成)

第8条 取得した個人情報を第三者に提供したときは、提供年月日、提供先の氏名又は名称、提供した個人情報の概要を記録し、保管するものとする。

(開示・訂正・利用停止等)

第9条 会員は、本会に対し、本会が取得した会員自身の個人情報の開示を請求できる。

2 会員は、本会が取得した会員自身の個人情報の内容が事実ではないときは、訂正を請求できる。

3 会員は、本会が個人情報を利用する必要がなくなった場合、重大な漏えい事案が発生した場合、又は会員の権利利益が害されるおそれがある場合には、利用停止、データの消去、第三者への提供の停止を請求できる。

(苦情対応)

第10条 本会は、会員からの本会が取得した個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

以上